

令和7年度多可町見守りカメラ設置費補助事業のご案内

近年、特殊詐欺グループ等による、手口が巧妙かつ凶悪化した強盗、空き巣など侵入犯罪が相次いで発生しています。店舗だけではなく一般住宅も被害に遭っており、金品だけでなく、ときには人命が奪われる事態にまで発展しています。

地域全体で防犯力を高め、犯罪による被害防止を図るため、「見守りカメラ」を設置しませんか？

1. 申請期間 令和8年3月13日（金）まで

2. 補助金の対象

多可町内に住民登録のある世帯（世帯に属する方もしくはその親族）

3. 補助金の対象となる機器（条件）

- ・見守りカメラの設置場所は多可町内に限ります
- ・屋外用で、設置する見守りカメラの少なくとも1台は道路などの公共の場所を含めて撮影すること
- ・見守りカメラの撮影範囲となる住民の個人情報保護に十分配慮すること
- ・見守りカメラが設置されている旨を、明確かつ適切な方法で表示すること
- ・公共団体及び捜査機関から提供を要請された場合は、積極的に協力すること
- ・令和7年4月1日以後に設置した見守りカメラであること
- ・画素数は200万画素以上、夜間でも人物等が識別できる撮影機能を有し、10日程度の映像記録が保存できるもの

4. 補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月13日までに設置した機器が対象となります。

5. 補助金の額

- 上限30,000円（ただし購入額の2分の1以内の額とし、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします）

6. 提出書類

●補助金交付申請書兼請求書

- ・補助対象機器を購入したことがわかるもの（領収書等）
- ・カタログ等、補助対象機器の品名・型番・主な仕様等がわかるもの
- ・振込先名義人及び口座番号等のわかる通帳の写し
- ・設置場所を示した図
- ・道路などの公共の場所を撮影していることが分かる画像

※本人確認書類を提示して下さい（運転免許証、マイナンバーカード等）

【申請書提出及び問い合わせ先】

多可町役場 生活安全課

電話：0795-32-4777（直通） FAX：0795-32-2661

Email：seian@town.taka.lg.jp